

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課徴収事務に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6課税額等状況、7標識番号・原動機番号、8車名、9車台番号、10型式、11排気量、12取得・廃車年月日、13主たる定置場、14標識回収区分、15車両異動区分・車両異動年月日、16減免区分	
記録範囲	地方税法第443条の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの軽自動車税申告書資料 軽自動車検査協会等からの申告書資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	市税等口座振替管理情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替事務に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日(年齢)、4性別、5電話番号、6個人番号、7宛名番号、8科目、9金融機関名・本支店名、10口座種別、11口座番号、12口座名義人、13開始・終了月、14代納者名、15代納区分、16送付先宛名、17送付先住所	
記録範囲	市税等の口座振替登録を有する者	
記録情報の収集方法	納税義務者等から提出された申請書等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	大竹市指定金融機関、大竹市収納代理金融機関（本・支店）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	市税等収納管理情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納事務に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6年度（調定・賦課）、7科目、8徴収月、9期別、10納期限、11最新収納日、12宛名番号、13調定額、14収納額、15滞納額、16延滞金額	
記録範囲	納付すべき市税等を有する者	
記録情報の収集方法	収納消込を行った納付（納入）データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	市税等滞納管理情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の納付状況、折衝記録の管理、滞納処分の実施 等の滞納整理事務に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6宛名番号、7電話番号、8個人詳細、9住所氏名履歴、10世帯・関係者、11科目、12年度（調定・賦課）、13期別、14納期限、15調定額、16収納額、17未納額、18延滞金額、19最新収納日、20義務消滅日、21督促発付日、22催告発付日、23記録、24宛名、25納付、26賦課、27調査、28財産、29分納、30承認、31執行停止、32猶予、33処分	
記録範囲	納付すべき市税等を有する者	
記録情報の収集方法	国税徴収法第141条に基づく調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	市・県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の賦課徴収に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 生年月日、5. 国籍、6. 住民となった日、 7. 死亡、8. 転出、9. 個人番号、10. 世帯情報、11. 納税義務者情報、1 2. 課税台帳情報、13. 所得情報、14. 控除情報、15. 課税標準情報（課税標 準額等）、16. 計算過程税額情報（税額等）、17. 期割情報、18. 扶養情報、 19. 年金特徴情報、20. 送付先情報、21. 代納情報（納税管理人等）、22. 振替口座情報	
記録範囲	地方税法第294条第1項及び同条第3項の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	税務署からの確定申告書資料、納税義務者からの市・県民税申告書資料、給与の支払をする者からの給与支払報告書、公的年金等の支払をする者からの公的年金等支払報告書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係	
	（所在地）広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	市・県民税申告情報ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の申告業務に利用する。	
記録項目	１．氏名、２．住所、３．性別、４．生年月日、５．国籍、６．住民となった日、 ７．死亡、８．転出、９．個人番号、１０．世帯情報、１１．課税台帳情報、１２． 所得情報、１３．控除情報、１４．課税標準情報（課税標準額等）、１５．計算過程 税額情報（税額等）、１６．扶養情報	
記録範囲	地方税法第２９４条第１項及び同条第３項の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの市・県民税申告書資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係	
	（所在地）広島県大竹市小方一丁目１１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	土地課税台帳ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課固定資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課事務に利用する。	
記録項目	1賦課年度、2小字名称、3地番名称、4共有区分、5所有区分、6評価異動理由、7評価決定日、8現況地目名称、9市街化区分、10課税地積、11小規模住宅地積、12一般住宅地積、13非住宅地積、14画地異動理由名称、15画地異動年月日、16画地㎡当り標点数、17画地正面路線番号、18画地正面奥行距離、19画地正面間口距離、20画地標準地番号、21画地標準地奥行距離、22画地標準地間口距離、23非課税事由、24非課税地積、25用途地区名称、26登記異動理由名称、27登記異動年月日、28登記名義人漢字氏名、29登記名義人住所、30登記地目名称、31登記地積、32所有者カナ氏名、33所有者氏名、34所有者住所字名、35所有者番地、36所有者方書、37義務者カナ氏名、38義務者氏名、39義務者住所字名、40義務者番地、41義務者方書、42特例対象地積、43軽減対象地積、44減免対象地積、45固定課税標準額	
記録範囲	大竹市内に固定資産を有する者	
記録情報の収集方法	現地調査、法務局による登記情報の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	家屋課税台帳ファイル	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課固定資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課事務に利用する。	
記録項目	1賦課年度、2小字名称、3地番名称、4増築区分、5共有区分、6所有区分、7評価異動理由、8評価決定日、9木造非木造区分、10工法区分名称、11構成材料区分名称、12屋根種類区分名称、13鉄骨区分名称、14地上階数、15地下階数、16床面積1階、17床面積1階以外、18共用部分の床面積、19市街化区分、20減失区分、21減失年、22非課税事由名称、23登記異動理由名称、24登記異動年月日、25登記名義人氏名、26登記名義人住所、27家屋番号、28所有者カナ氏名、29所有者氏名、30所有者住所字名、31所有者番地、32所有者方書、33義務者カナ氏名、34義務者氏名、35義務者住所字名、36義務者番地、37義務者方書、38特例対象床面積、39軽減対象床面積、40減免対象床面積、41固定課税標準額	
記録範囲	大竹市内に固定資産を有する者	
記録情報の収集方法	現地調査、法務局による登記情報の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく事務の実施のため	
記録項目 ※別紙あり	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主、5続柄、6戸籍の表示、7住民となった年月日、8住所、9住所を定めた年月日、10届出年月日、11従前の住所、12個人番号、13選挙人名簿への登録有無、14国民健康保険の被保険者の資格に関する事項、15後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項、16介護保険の被保険者の資格に関する事項、17国民年金の被保険者の資格に関する事項、18児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項、19住民票コード、20旧氏、21国籍・地域、22外国人住民となった年月日、23法第30条の45の表の下欄に掲げる事項、24通称、25通称の記載及び削除に関する事項、	
記録範囲	大竹市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	届出人からの住民異動届によるもの、市区町村からの通知によるもの、職員の実態調査等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

別紙

【記録項目】続き

26転出届出内容、27備考、28個人番号カードの運用に関する事項、29住民基本台帳カードの運用に関する事項、30学齢簿、31印鑑登録に関する事項、32台帳情報（住民票番号、宛名番号、世帯番号、異動届番号、住民票履歴番号、宛名履歴番号）、33異動情報（異動年月日、届出年月日、異動事由、異動理由）、34住所情報（管轄、行政区、小学校校区、中学校区、投票区）、35通知カード送付先情報、36証明書発行等の設定

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく附票事務の実施のため	
記録項目	1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住所を定めた年月日、5出生の年月日、6性別、7住民票に記載された住民票コード、8在外選挙人名簿に関する事項	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	大竹市に本籍を有する者に係る住民異動届によるもの、市区町村からの通知によるもの、職員の実態調査等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	大竹市印鑑登録条例に基づく事務の実施のため	
記録項目	1印鑑登録番号、2印鑑管理番号、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6性別、7住所、8印影、9宛名番号、10世帯番号、11異動情報（届出年月日、異動事由、異動理由）、12登録・抹消・停止に関する事項（登録年月日、本人確認、抹消年月日、抹消理由、登録証回収日、停止年月日、停止理由）、13照会・回答事項（照会年月日、回答期限）、14備考	
記録範囲	大竹市住民基本台帳に記載され、印影を登録している者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	除籍簿（改製原戸籍含む）	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく事務の実施のため	
記録項目	1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9戸籍法第13条第1号から第7号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項、10届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）、11報告の受附の年月日及び報告者の職名、12請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日、13他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省（戸籍情報連携システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係 （所在地）広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく事務の実施のため	
記録項目	1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9戸籍法第13条第1号から第7号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項、10届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）、11報告の受附の年月日及び報告者の職名、12請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日、13他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省（戸籍情報連携システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係	
	（所在地）広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	住居表示台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民税務課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	大竹市住居表示に関する条例等に基づく事務の実施のため	
記録項目	1氏名、2住所、3住居表示番号、4決定日	
記録範囲	大竹市に住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築した者	
記録情報の収集方法	建物その他の工作物新築届による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	